

前回の仙台市介護保険審議会（平成 28 年 6 月 29 日開催 第 6 期計画
期間 第 3 回会議）時の質問と回答について

【質問 1】

介護保険料の滞納繰越をしている方は、保険料 1 2 段階のうち、どの段階の方が多いのか

【回答】

平成 28 年 7 月 7 日現在で、滞納繰越が 1 番多いのは第 2 段階の方（25.6%）です。続いて、2 番目が第 5 段階の方（18.8%）、3 番目が第 7 段階（15.8%）となっています。

詳しくは、下記の一覧表のとおりです。

介護保険料の所得段階別滞納者数

（平成28年7月7日現在）

所得段階	人数	構成比
第 1 段階	365人	6.4%
第 2 段階	1,460人	25.6%
第 3 段階	276人	4.8%
第 4 段階	328人	5.7%
第 5 段階	1,074人	18.8%
第 6 段階	278人	4.9%
第 7 段階	903人	15.8%
第 8 段階	586人	10.3%
第 9 段階	255人	4.5%
第 10 段階	104人	1.8%
第 11 段階	37人	0.6%
第 12 段階	39人	0.7%
計	5,705人	100.0%

【質問2】

5月18日に開催された高齢者福祉団体連絡会^{*}との介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）にかかるとの説明会の後に、各団体から提出された意見を示してほしい

【回答】

下記の意見が提出されました。

1 国への働きかけ

利用者が安心・安全な総合事業を利用できるよう、国に対し適正な財政措置を継続するよう働きかけていただきたい。

- ・厚労省の総合事業のスキームでは、後期高齢者の伸率を上回る事業費についての国の財政支援が制約されること、また、国会答弁では2025年における現行相当サービス量と緩和型のサービス量を5:5にすると聞いている。
- ・国の方針を受け、他の自治体では、要支援認定更新後は現行サービスの利用を認めない例や、現行サービスの報酬を大幅に引き下げる例もあり、利用者のサービス利用権を侵害する懸念が生じている。

→本市においても、新しい総合事業の実施に当たり、全国市長会や宮城県市長会などを通じて、国に対し将来にわたる安定的な事業運営を確保するための十分な財政措置を求めている。今後も引き続き要望を続けてまいりたい。

2 事業について

(1) 地域包括支援センターでの適正な運用

要支援認定内容・チェックシートを活用した客観的評価に基づいて、当該利用者のサービス種別（現行型・緩和型）を決定するような運用を検討していただきたい。

→地域包括支援センターへの説明会等で、適正なサービスの実施について適宜指導してまいりたい。

(2) 訪問型サービスA型

サービスレベル維持の観点から、ホームヘルパー3級研修並びに研修受講を必須とすること。

→資料でお示ししたとおり、本市でも一定の研修は必要と考えている。研修の内容については現在検討しているところであり、今後お示ししてまいりたい。

(3) 通所型A型

従事者（介護職相当）に対し、何らかの研修の実施をする必要はないか検討していただきたい。

→現在の基準においても、従事者に対する研修実施は定められていないことから、本市として当該従事者に対する研修を必須化する事は考えていない。しかし、事業者の判断で、訪問型サービスA型の従事者を対象とした研修（上記に示すもの）を受講していただくことは可能と考える。

3 その他

検討をもっと早く進めていただきたい。

→平成29年度からの新しい総合事業の確実な実施に向けて、検討を進めてまいりたい

※高齢者福祉団体連絡会

仙台市老人福祉施設協議会、仙台地域包括支援センター連絡協議会、仙台介護サービスネットワーク、宮城県認知症グループホーム協議会の4団体で構成される連絡会